

のかわかる。 は本が置いてある のかわかる。 ← →

雑誌

名付け

出産

います。
に分野に合う空間づくりを行って

を調べることができます。

各コー

ーごと

た疑問や問題に直面した場合に にしようか迷っている」。こういっ みたい」「夏休みの自由研究を何 「起業するのに参考になる本が読 ひどいので、解決策を見つけたい」

ŧ

図書館の資料を使って解決策

確認ください。ぜひ一度ホームページをごがたくさんありますので、

理や趣味の本など、 の本などがあり、

いろんな種類



間今津図書館

*全 国 1 図書館は、 高島市は、 地域ごとの特色や利用しやすい空間づくりなど、さまざまな・位(一人当たり13・7冊)。多くの方に利用いただいている 図書館資料の 「個人貸し出し件数」が、 3827

なんと

工夫を凝らしています。 今回の特集では、 図書館のたのしみ方をご紹介します。

※平成27年度の

6万人未満の市における利用状況

はじ を すは来てみて、 しめの一歩

した魅力にあふれた図書館(室)があります。それぞれ地域に根ざ という方もいると思います。 本屋で買うから、行く必要がない」 らないから、行ったことがない」 ですが、そもそも「使い方がわか 「場所も知らない」「本はネットや 高島市内には6つの図書館(室)

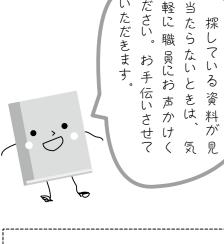
まだ利用したことがない方は、らない魅力がたくさんあります。

図書館の ため にあるの?

館は無料となっています。 てなく利用できるよう、 も子どもも、 するのが図書館の役割です。 の暮らしに役立つようにお手伝い 学びたいことを学び、 皆さんが知りたいことを知り、 すべての人が分け隔 そして日々 公立図書

ために、利用される方の秘密は必 また、 安心してご利用いただく

図書館にはあなたの知





■高島市立図書館 QR コード





今津図書館 今津町舟橋二丁目3番

☎ (22) 3827



ラウンジでゆったり♪

説などの読みものだけでなく、料てみるのも面白いと思います。小にどんなものがあるか、実際に見置かれています。それぞれの本棚図書館では、分野ごとに資料が

探してみよう

困つ

ったときに つかなもし

必要です)

・本の予約や予約状況の確

○ホームページでできること

「病院の検査結果の値について

・借りている本の返却期限

認、取り消し

の確認や延長手続き

ルアド.

・レスなど

の変更 登録メ

このほかにもできること

たい」「赤ちゃんの夜泣きが

開館時間 10 時~ 18 時 ■休館日 月曜日・火曜日

高島市の 図書館

マキノ図書館

蛭口260番地1 **2** (27) 0350



使って、

図書館のホ

ご自宅のパ

ソコンなどを

館内の検索用パ

ソコンや

こともできます。

ページから資料を検索する

マキノ町



静寂の中で本とともに



3 たかしま 2017.6月号

■休館日 水曜日・木曜日

(土曜日のみ 21 時まで)

おはなしサークルすい~とぽてと連続講座 「はじめてみません?おはなし会」

地域の子どもたちに、絵本や紙芝居を読んで あげたい。そんな方におすすめの講座です。ま ずは、入門編からいかがですか?

入門編(全2回)

▼日時 ① 7月2日 ● 14時~15時

②7月9日 14時~15時

または 14日 日 19 時 30分~ 20 時 30分 ※2回目はどちらかの日をお選びください。

▼内容 ①絵本、紙芝居の持ち方などの基本

②どんな絵本や紙芝居を選べばいいの?

▼募集期間 6月1日4~30日金

▼申込先 安曇川図書館 ☎ (32) 4711

☆ステップアップの初級編(全2回)は、10 月に予定しています。こちらは実技中心です。







○おはなし会

地域のおはなしボラン ティアサークルのご協力を 得て、絵本やむかし話の読 み聞かせを行います。

○工作教室

身近な材料を使った工作教室。 楽しみながら道具の使い方を覚え たり本に親しむきっかけにもなり ます。

○ブックスタート

4か月児と1歳児を対象に、職員や ボランティアが絵本を読み、終了後絵 本を手渡しする取り組みです。



○地域史講座

専門の講師による、高島市に関心を持っ ていただくための機会とした講座。テーマ に関連する本も紹介し、図書館を活用して さらに知識を深めていただくよう、期待し ています。

もののご相談にも応じます けてください。そのほかの調べ だときなど、 しんでいってください どんな本を読んだらい 門家です。 こう。 戦い 「司書」 本のことでわからないことが タ イ は本と人とを結びつける専 お気軽に立ち寄り、 職員の 内容は覚えているけ ルを忘れ 遠慮せずに声をか に相談してみ なかでも たときや、 いか悩ん 司

■開館時間 10時~18時

■休館日 月曜日・火曜日

义 書館 の職員 尋 ねく ださ

朽木図書サロン

高島市朽木市場792 番地

こ



自然の中で読書三昧♪

a (38) 2324



借り てみ よう

などの身分証明書を持って、

くの図書館へお越しください

料で作成できます。

ご希望の方は、

免許証・保険証

*このカードは、図書館利用の際に必ずお持ち下さい。 *住所・氏名・電話番号等が変わったときや、カードを

マキノ図書館 127-0350 今津図書館 122-382 行木図書サロン 12(円38-2324 安農川図書館 123-471 高島図書室 1236-2160 新旭図書室 125-281

ことができる場合がありま

詳しくは職員にお尋ねく

立図書館等) ない場合は、

から取り寄せる 他の図書館(県

馬島 太郎

通学をされている方なら誰でも無

高島市内にお住まいか、通勤・

の利用力

ドが必要です。

まだお持ちで

な

い方はま

図書館

約することができます。

他館

室

にある場合は、

予

資料が貸出中の時や市内の

利用力

・ドを作りましょう。

聴覚資料もあります。これらを借りるには、

本は 書館

は

もちろんのこと、

ちろんのこと、CDやDVDといった視さまざまな資料を豊富にそろえていま

たら、 さい。貸し出し手続きを行 カウンター 利用カードと一緒に たい資料が見つかっ までお持ちくだ

■貸し出し資料の点数と期間

資料の種類	点 数	期間
図書・雑誌・ 紙芝居	個人一人につき 30冊	2週間
CD・ビデオ・ DVD	個人一人につき 5点	1週間

ます。

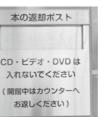
た本は、

※貸出点数は市内6館(室)の合計数です。

市内の図書館 どこで 内の 図書館 も返 室 却な 5 で

いします。 接カウンター りますので、 聴覚資料は、 ト」でも返却が可能です。 ならどこでも返すことができ CDやDVDなどの視 閉館中は「ブックポス 市内の図書館 (室) 開館時間中に直 破損の恐れがあ まで返却をお願 た

返却ポスト→新旭図書室にある





市 で借り きま



12回番約分料 予約・リクエスト申込票 ↑予約・リクエスト用紙

で受け取ることができます。

資料をご希望の館

室) その

また、

読みたい

本が市内に

(各図書館(室)に設置)

■開館時間 10時~18時





ホールから聞こえる音楽とともに

高島図書室

高島市勝野670番地

アイリッシュパーク2階

2 (36) 2160

安曇川図書館 安曇川町青柳1173 番地 **a** (32) 4711

開館時間 10時~19時 (金曜日のみ 21 時まで)

■休館日 月曜日・火曜日

工夫溢れるコーナー作り



■開館時間 10時~18時 ■休館日 月曜日・火曜日



新旭町旭1丁目10番地1

高島市観光物産プラザ3階

新旭図書室



パンダ館長がお出迎え



市内の空家等の実態

計画の策定にあたり、市内の空家等の実態を把握するため、外観目視による空家等実態調査を実施しま した。その内訳は、次のとおりです。 (H28年)

(112		(1120 +)	
空家等ランク	空家等件数	具体的内容	
А	216件	おおむね築 20 年以内、大きな修繕なしで再利用可	
В	647件	おおむね築 20 ~ 35 年、一部の修繕で再利用可	
С	613件	おおむね築 35 年以上、大きな修繕が必要	
D	164件	周囲に悪影響を及ぼしている(倒壊危険小)	
Е	49件	周囲に悪影響を及ぼしている(倒壊危険大)	
合 計	1,689件		



住宅数 (H28年) 約2万8千棟を基に算出

基本的な方針と重点事項 (平成29年度)

「所有者等の意識のかん養と予防対策の推進」

空家等がもたらす問題は、第一義的には所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提です。 このため、広く所有者等に対し啓発を行い、空家等問題に関する意識の向上を図ります。

◆所有者等に対する啓発など

- ✓ 広報誌、ホームページでの情報発信
- ▼ 固定資産税の納税通知用封筒への情報掲載
- →空家等の適正管理に関する啓発冊子の作成
- √ 相談体制の整備
- ✓ 地域ぐるみで空家等を見守る取り組みの研 究・支援





道路に面し、瓦などの落下の恐れがあるため、解体された空家 ※瓦などの落下により、他人にけがを負わせた場合、所有者(相続人) や管理者が賠償責任を負うことになります。

【方針②】「空家等および跡地の活用促進】

空家等の問題は、地域の生活環境に与える影響が大きいことから地域の問題としてとらえ、地域住民の 参加のもと民間事業者と連携を図り、空家等の適切な管理や利活用を促進し、安全・安心に暮らせるまち づくりを目指します。

◆所有者等による空家等の利活用の促進

→高島市空き家紹介システムによる移住定住への有効活用 ※宇地建物取引業者との連携 ※ H23 年度から H28 年度までの実績: 登録 71 件、成約 37 件

◆国や県の補助金の活用

- √空き家対策等総合支援事業(国) (空家等の活用や除却により地域の活性化および課題解決を図る)
- 滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助 (子育て世帯が空家を取得して行うリノベーションに必要な費用を補助する)

2次元コードを読み取ると、 高島市空き家紹介システム案内の ホームページが開きます



高島らしさのある住環境を守るため

|高島市空家等対策計画||を策定しました!

計画策定の背景

近年、さまざまな理由により使用されていない住宅・建築物が増加しています。特に、管理不十 分な空家が全国的な問題となっており、防災・防犯・環境衛生など、地域住民の生活に悪影響を及 ぼしているものもあります。

こうした空家問題を解消するため、国は平成27年5月に空家等対策に関する基本方針を定めた 「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家特措法」)」を全面施行しました。

市では、平成28年4月に「高島市空家等対策の推進に関する条例(以下「空家条例」)」を施行し、 空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため平成29年3月に「高島市空家等対策計画」を策定 しましたので、その概要をお知らせします。

平成 27 年 5 月 26 日 全面施行

空家特措法(国)

平成28年4月1日施行

空家条例(市)

平成 29 年 3 月 28 日策定

高島市空家等対策計画

計画の概要

◆計画期間: 平成 29 年 4 月から平成 34 年 3 月までの 5 年間

◆対象地区: 市内全域

◆対象とする空家等の種類:空家特措法に規定する「空家等」



空家等とは?

空家特措法では「空家等」と「特定空家等」 の2つの基準が示されています。

●空家等

おおむね1年間未使用の建築物または附属工 作物とその敷地

●特定空家等

空家等のうち、放置すれば倒壊等著しく保安 上危険なものまたは衛生上有害となるおそれ のあるもの、著しく景観を損なっているもの

7 でかしま 2017.6月号